

明治大学文学部・文学研究科協定留学誓約書

明治大学文学部長 殿

私は、明治大学文学部・文学研究科協定に出願及び参加にあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、同意することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格が取り消されたり、明治大学文学部・文学研究科(以下本学部・研究科という。)の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

協定留学に出願をするにあたり理解する事項

- 協定留学派遣候補者として承認された後は、原則として辞退は認められない。
- 募集要項記載事項、参加にかかる経費、その他留学におけるリスクを理解し、事前に保証人(保護者)の了解を得て出願する。また、留学にかかる所定の費用(本学部・研究科学費、海外旅行保険費、宿舍費、学生保険費等)は、必ず定められた期日までに支払う。
- 書類選考及び面接選考の上、参加の是非が判断される。
- 派遣先大学の所在する国・地域の安全上の状況によっては、本学部・研究科が派遣の中止・延期または帰国勧告決定する場合がある。
- 本学部・研究科において派遣候補者として選抜された者は、派遣先大学へ候補者として推薦されるが、派遣先大学での受入を保証するものではなく、派遣先大学が受入の最終決定を行う。

参加決定後に必要な手続きに関する事項

- 参加に必要な諸手続(パスポートや査証の取得、必要経費支払い、保険加入)は本人が責任をもって確認し、指定期日までに行う。諸手続を全うしていないと判断された場合、参加資格の取り消しなどの措置がされる場合があることを了承する。
- 協定校からの入学許可受領後は、留学に必要な諸手続(本学部・研究科における留学手続き、本学における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等)は責任をもって確認し、指定期日までに行う。
- 出発から帰国までを保険期間とする本学部・研究科指定の海外旅行保険への加入ならびに危機管理支援サービスの登録を行なう。本学部・研究科指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。
- 協定留学志願書やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、派遣先大学、海外旅行保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社へ提供され、共有、利用されることに同意する。

協定留学期間中に関する事項

- 留学期間中は、滞在国の法令、本学部・研究科および派遣先大学の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従うこと。また、自覚と自己の責任において、明治大学の学生として恥ずかしくない行動をとる。
- 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学部は一切責任を負わない。
- 留学期間中、留学先等で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
- 協定留学の趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。この場合、奨学金返還、留学後の単位移行手続きが認められないなどの措置がされる場合があることを了承する。
- 留学期間中に派遣先大学の国・地域の安全上の状況によって途中帰国勧告を本学部・研究科が決定した場合は、速やかにその指示に従う。
- 留学先に到着後、本学部・研究科への現地到着報告を行う。

協定留学終了後に関する事項

- 帰国後は速やかに文学部または文学研究科において所定の手続きを行い、本学部・研究科の定める報告書を提出する。
- 提出書類に含まれる個人情報を、本学部・研究科が主催する海外留学説明会等の行事の案内・催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験談執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

留学希望大学	大学			学部
申請者氏名	学科・専攻／課程	学年・組・番号	学生番号	
⑩		年 組 番		
自宅住所	電話番号			
〒 —	自宅	—	—	
	携帯	—	—	

保証人(保護者)は、上記誓約書に記載されている事項及び学生本人が上記の大学に留学することに同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。(保証人(保護者)自筆のこと)

年 月 日 保証人(保護者)氏名: ⑩ (続柄:)